

公立大学法人京都市立芸術大学職員の昇任に関する規程

(平成28年3月17日理事長決定)

(令和5年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学就業規則第11条及び第12条の規程に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の職員（派遣職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、京都市から法人に派遣された職員をいう。）を除く。）の昇任（職員を現に在職する職より職の段階（別表第1）において上位にある職に就かせる場合をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(昇任選考の方法)

第2条 昇任は、昇任選考基準（別表第2）に定める資格基準に該当する者について選考により行う。

2 選考は該当者の所属長による内申書（様式第1号）に基づき、当該職の職務遂行能力の有無について総合的に行うものとする。

3 前1項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認める場合には、選考により昇任させることができる。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、昇任に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、決定の日から施行する。

別表第 1（第 1 条関係）

職の段階

職の段階は、次のとおりとする。

事務局長及びこれに相当する職

課長及びこれに相当する職

課長補佐及びこれに相当する職

係長及びこれに相当する職

主任及びこれに相当する職

別表第 2（第 2 条関係）

昇任選考基準

昇任選考基準は、昇任させる職の段階（別表第 1）に応じ次に掲げる資格基準に該当すること及び勤務成績が良好であることとする。

昇任させる職	資格基準
主任及びこれに相当する職	2 級在職 5 年以上
係長及びこれに相当する職	主任又は 2 級在職 5 年以上
課長及びこれに相当する職	係長級 6 年以上
事務局長及びこれに相当する職	課長級 5 年以上

第1号様式（第2条関係）

昇任選考内申書

氏名	
生年月日	
現在の職	級（在職年数 年）
昇任させる職	
略歴	
内申理由 〔本人の意欲・ 適性・実績など〕	
備考	

記入者 _____